

令和 8 年度第 2 回鴻巣市学校給食運営委員会次第

令和 8 年 9 月 2 9 日（火） 1 4 : 0 0 ～

鴻巣市立中学校給食センター 2 階 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 学校給食費の改定について

4 その他

5 閉 会

令和 8 年度 第 2 回鴻巣市学校給食運営委員会会議資料

令和 7 年度実施「合併 20 周年記念事業」中学校給食試食会



わかめご飯、豆腐ハンバーグの和風ソース、カラフルサラダ、けんちん汁、
はちみつレモンゼリー、牛乳

花^かお^り緑^あふ^れ人^ころ^のす

教育部 教育総務課

令和 8 年 9 月 2 9 日

鴻巣市学校給食運営委員会委員名簿

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日（敬称略）

No.	委 嘱 区 分	新任 区分	ふりがな 氏 名	備考
1	小学校長		よこ お しん 横尾 臣	屈巣小学校長
2	中学校長		み す ぎ のりふみ 三杉 紀文	鴻巣西中学校長
3	小学校PTA代表	新	あきやま としみつ 秋山 稔光	松原小学校
4	小学校PTA代表	新	かじやま のりみつ 梶山 紀光	鴻巣中央小学校
5	小学校PTA代表	新	ふ な き か な こ 舟木 佳奈子	吹上小学校
6	中学校PTA代表	新	え ざ き ま り え 江崎 真理恵	赤見台中学校
7	学校医		いそはた えいいち 磯畑 栄一	
8	学校薬剤師		さ さ き くろぞう 佐々木 倉造	
9	保健所職員		え は ら か よ こ 江原 佳代子	
10	知識経験を有する者		お お た きようこ 太田 恭子	教育委員
11	知識経験を有する者		たかはし あやこ 高橋 綾子	栄養教諭
12	知識経験を有する者		しょうじ さちえ 庄司 幸恵	栄養教諭
13	小学校給食主任	新	まつだ あけみ 松田 明美	鴻巣東小学校
14	小学校給食主任		は せ が わ か な 長谷川 花南	鴻巣南小学校
15	小学校給食主任		はやし あつこ 林 淳子	大芦小学校
16	中学校給食主任	新	ひらの のりこ 平野 典子	川里中学校

学校給食費の改定(増額)を検討しています<お知らせ>



近年、食材価格やエネルギー価格の上昇が続いており、現在の給食費で安全・安心な給食を提供し続けることが難しい状況です。子どもたちに栄養バランスのとれたおいしい給食を今後も提供していくために、学校給食費増額改定の検討を進めています。

1 学校給食費の現状について

(1) 学校給食費

区 分	月額(保護者負担額)
小学校	5,100 円 (0 円※ ¹)
中学校	5,800 円 (5,200 円※ ²)

※1 国の学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)交付金を活用

※2 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、月額 600 円(1 食当たり 37 円)を補助

(2) 献立の価格比較

令和6年当時の献立を令和8年現在の価格に置き換えると、小学校は約 15%、中学校は約 13%、上昇しています。令和6年当時と同じ質で提供することが難しい状況です。

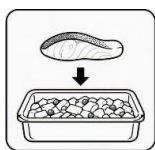
例) カレー献立の場合

小学校 献立	R6	R8	差額
牛乳	263.34 円	349.52 円	86.18 円
カレーライス			
フルーツヨーグルト			

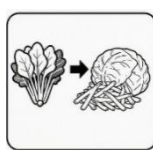
中学校 献立	R6	R8	差額
牛乳	335.69 円	436.16 円	100.47 円
カレーライス			
オムレツ			
フレンチサラダ			

(3) 価格を抑えるための工夫

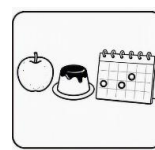
近年、毎日の給食に欠かせない、牛乳や主食(ごはん・パン・麺)の価格が大きく上昇していることから、おかずや汁物などの副食に充てられる金額の割合が減少しています。



1 人 1 個付けメニュー
を減らし量配缶で提供



安価な食材への変更



デザート提供回数の調整

※イラストは生成 AI で作成しました。

2 改定時期

令和9年4月(予定)



給食費改定検討資料はこちらからご覧ください。

鴻巣市学校給食運営委員会令和8年度第1回会議資料

<https://www.city.konosu.saitama.jp/site/konosu-education/2495.html>



ご意見がありましたらこちらにお寄せください。

締切日: 令和8年9月24日

<https://forms.cloud.microsoft/r/xQXqGwe20u>

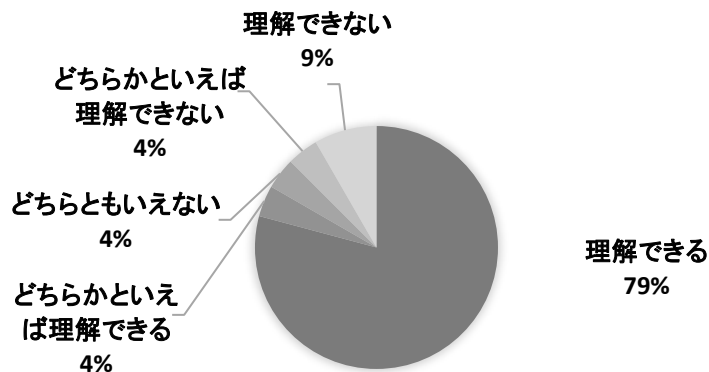
問い合わせ先

鴻巣市教育委員会 教育総務課 学校給食担当

TEL: 048-543-5333

小学校の給食費改定(増額)について保護者アンケート結果

小学校
回答総数 24件

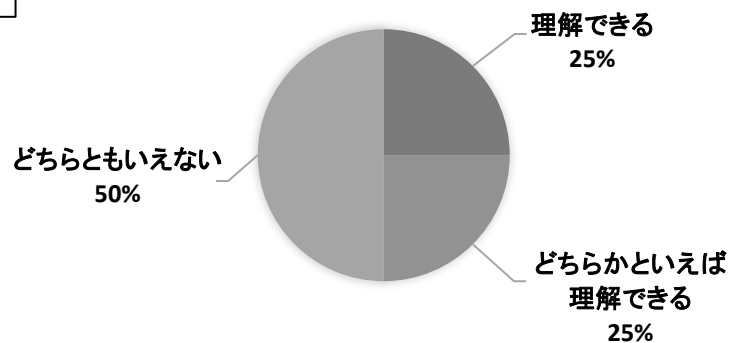


ご意見(抜粋)

- ・物価が高騰しているので、給食費の増額は理解できる。
- ・増額しても構わないので、栄養バランスが取れ、子どもたちが満足できる給食を提供してほしい。
- ・負担は市の税金で対応してほしい。

中学校の給食費改定(増額)について保護者アンケート結果

中学校
回答総数 8件



ご意見(抜粋)

- ・物価が高騰しているので、給食費の増額は理解できる。
- ・増額しても構わないので、栄養バランスが取れ、子どもたちが満足できる給食を提供してほしい。
- ・苦手な食べ物があったり、小食で食べられない子どもがいるので、増額は納得できない。
- ・米価格が値下がり傾向なので、増額をどのように考えるのか。

2年間の消費税率引下げについて

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、飲食料品の販売及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。

✓ この範囲は、令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様です。対象品目の詳細については、軽減税率制度Q&A(個別事例編)をご覧ください。



- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1% 	8% 	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。

✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、消費税の還付を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「課税事業者選択届出書」を提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

【個人事業者・12月決算法人の例】



✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用されます。また、令和9年及び令和10年の2年間は課税事業者となります。

✓ ただし、インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)から課税事業者となることのできる経過措置もあります。

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）
1,656億円
1,649億円



子育て支援に取り組み自治体を支援する観点から、各般の合意等に基づき、給食費負担軽減交付金を都道府県に交付。
自治体を通じて、月額基準額までの保護者負担を軽減（個人ではなく自治体向けの支援策）

交付の流れ



対象・算定

- 小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

$$\text{支援額} = \text{給食実施校の在籍児童数} \times \text{月額基準額} \times 11\text{か月} \times 1/2$$

- ※1 特別支援学校小学部は、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、基準額との差額を支援
- ※2 毎年5月1日現在。生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童等を除く
- ※3 都道府県の申請額が右記の基準額を下回る場合は、その申請額
- 基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）
- 非喫食者の取扱いは学校設置者の判断（交付金は、非喫食者を含む在籍児童数で算定）

月額基準額(案)（令和9年度）

食料の消費者物価指数の伸び約3.4%を加味
（令和8年4～6月平均と前年同月平均との比較）

〔 〕内は令和8年度における基準額

給食区分	小学校・義務教育学校 前期課程	特別支援学校 小学部
完全給食	5,400円 [5,200円]	6,400円 [6,200円]
補食給食	5,000円 [4,800円]	6,000円 [5,800円]
ミルク給食	1,250円 [1,200円]	1,250円 [1,200円]

完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず
補食給食：ミルク＋おかず ミルク給食：ミルクのみ

各般の合意等

- 『自由民主党、公明党、日本維新の会 合意』（令和7年2月25日）
- 『学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について』（令和7年12月18日）
自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム
- 『三党合意に基づきいわゆる教育無償化に向けた対応について』（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）

学校給食費の改定額について

小学校

【現行】

(単位：円)

	月額（保護者負担額※1）	日額	日額 算出方法
令和8年度	5,100 (0)	312	$5,100 \times 11 \text{ か月} \div 180 \text{ 回}$ (1 円未満四捨五入)

※1 (保護者負担額) = 月額 - 給食費負担軽減交付金 5,200 円 (R8 年度埼玉県基準額)

【改定案】

飲食料品に係る消費税率が現行どおり（８％）の場合

(単位：円)

改定額		改定後		算出根拠
		月額（保護者負担額※2）	日額	
案 1-1	400	5,500 (100)	336	令和8年度月額×消費者物価指数 108 ^{※3} $5,100 \text{ 円} \times 1.08 = 5,508 \text{ 円}$ (100 円未満切捨)
案 2-1	700	5,800 (400)	354	令和8年度月額×令和6～8年度価格上昇率 15% ^{※4} $5,100 \text{ 円} \times 1.15 = 5,865 \text{ 円}$ (100 円未満切捨)

飲食料品に係る消費税率が１％に引き下げられた場合

(単位：円)

改定額		改定後		算出根拠
		月額（保護者負担額※2）	日額	
案 1-2	0	5,100 (0)	312	案1-1を基準とし、 日額：336 円（8%）→ 314 円（1%） $314 \text{ 円} \times 180 \text{ 回} \div 11 \text{ か月} \div 5,138 \text{ 円}$ (100 円未満四捨五入)
案 2-2	300	5,400 (0)	330	案2-1を基準とし、 日額：354 円（8%）→ 331 円（1%） $331 \text{ 円} \times 180 \text{ 回} \div 11 \text{ か月} \div 5,416 \text{ 円}$ (100 円未満四捨五入)

※2 (保護者負担額) = 月額 - 給食費負担軽減交付金 5,400 円 (R9 年度文部科学省概算要求 月額基準額(案))

※3 2020 年基準 消費者物価指数（令和2（2020）年を100とした指数）の基準時を令和6（2024）年に変換して算出

※4 第1回会議資料 P.17 小学校献立価格比較（月別集計）令和6年度平均値参照

学校給食費の改定額について 中学校

【現行】

(単位：円)

	月額（保護者負担額）	日額	日額 算出方法
令和 8 年度	5,800 (5,200 ^{※1})	351	$5,800 \times 11 \text{ か月} \div 182 \text{ 回}$ (1 円未満四捨五入)

※1 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1 食当たり 37 円を補助

【改定案】

飲食料品に係る消費税率が現行どおり（８％）の場合

(単位：円)

改定額		改定後		算出根拠
		月額（保護者負担額）	日額	
案 1-1	400	6,200 (6,200)	375	令和 8 年度月額×消費者物価指数 108 ^{※2} $5,800 \text{ 円} \times 1.08 = 6,264 \text{ 円}$ (100 円未満切捨)
案 2-1	600	6,400 (6,400)	387	令和 8 年度月額×令和 6～8 年度価格上昇率 12% ^{※3} $5,800 \text{ 円} \times 1.12 = 6,496 \text{ 円}$ (100 円未満切捨)

飲食料品に係る消費税率が 1％に引き下げられた場合

(単位：円)

改定額		改定後		算出根拠
		月額（保護者負担額）	日額	
案 1-2	0	5,800 (5,800)	351	案 1-1 を基準とし、 日額：375 円（8%）→ 350 円（1%） $350 \text{ 円} \times 182 \text{ 回} \div 11 \text{ か月} \approx 5,791 \text{ 円}$ (100 円未満四捨五入)
案 2-2	200	6,000 (6,000)	363	案 2-1 を基準とし、 日額：387 円（8%）→ 362 円（1%） $362 \text{ 円} \times 182 \text{ 回} \div 11 \text{ か月} \approx 5,989 \text{ 円}$ (100 円未満四捨五入)

※2 2020 年基準 消費者物価指数（令和 2（2020）年を 100 とした指数）の基準時を令和 6（2024）年に変換して算出

※3 第 1 回会議資料 P. 20 中学校献立価格比較（月別集計）令和 6 年度平均値参照



令和6年11月25日

鴻巣市教育委員会
教育長 齊藤 隆志 様

鴻巣市学校給食
委員長 伊藤 誠



学校給食費の改定について（答申）

令和6年7月11日付け鴻教中給第145号にて諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 学校給食費について

学校給食は、学校給食摂取基準を満たし、安全・安心で多様な食材を適切に組み合わせた献立により、児童生徒が成長期に必要な栄養素を確保するための質や量を維持していく必要があります。食材価格の上昇が続く中、今後も学校給食を安定的に提供していくために、適正な学校給食費の額等について、本委員会において慎重に審議を行った結果、次のとおり改定することが妥当であると判断しました。

【改定額について】

区 分	現行月額	改定後月額	増 額
小学校	4,500円	5,100円	600円
中学校	5,200円	5,800円	600円

【改定時期について】

令和7年4月1日

2 付帯意見

- (1) 地産地消や食育の推進を図り、学校給食摂取基準に基づき安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めること。
- (2) 引き続き物価動向に注視し、改定の検討時期については改定から長期間とならないよう3年から5年程度で実施すること。
- (3) 保護者への周知に当たっては、改定の内容がわかるよう丁寧に行うこと。